

# 青森県報

第二千四百六十六号

平成十七年  
四月十五日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則の一部を改正する規則……………

(青少年  
男女共同  
参画課)

### 告 示

母子保健法による指定養育医療機関の指定の辞退……………

(こども  
みらい課)

保安林の指定予定……………

(林政課)

証紙売りさばき人の住所及び売りさばき場所の変更……………

(出納課)

右 同……………

( 同 )

### 公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出……………

(経営支援課)

右 同……………

( 同 )

争議行為の通知の公表……………

(労政・能力  
開発課)

県有地の売却に係る一般競争入札……………

(港湾空港課)

建設業者の許可の取消し……………

(八戸県土  
整備事務所)

### 出先機関

土地改良区の役員住所変更……………

(中南部  
農林水産  
事務所)

道路の位置の指定……………

(むつ県土  
整備事務所)

## 教育委員会

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則……………

(職員福利課) …… 八

青森県営スケート場規則及び青森県武道館規則の一部を改正する規則……………

(スポーツ  
健康課) …… 八

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………

(県立図書館) …… 九

右 同……………

(総合学校  
教育センター)

## 公安委員会

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則の一部を改正する規則……………

(少年課) …… 一〇

## 労働委員会

あつせん員候補者の氏名等……………

(事務局) …… 一〇

## 正 誤

平成十七年三月三十日号外第三十三号訓令……………

(人事課) …… 一一

平成十七年四月一日号外第三十九号告示中……………

(農村整備課) …… 一一

## 規 則

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十六号

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則の一部を改正する規則

青森県男女共同参画・子育て支援社会形成促進センター規則（平成十三年五月青森県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第六条」の下に「及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条」を加える。

第二条第一項中「及び児童図書室」を「児童図書室及びプレイルーム」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を変更することができる。

第三条第一項中「青森県男女共同参画センター」の下に「（以下「男女共同参画センター」という。）」を、「青森県子ども家庭支援センター」の下に「（以下「子ども家庭支援センター」という。）」を加え、「次の表のとおり」を「午前九時から午後四時まで」に改め、同項の表を削り、同条第二項中「男女共同参画センター所長及び子ども家庭支援センター所長」を「知事」に改める。

第四条第二項中「男女共同参画センター所長」を「知事」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「男女共同参画センター所長及び子ども家庭支援センター所長」を「知事」に改め、同項を同条第三項とする。

第五条第一項中「男女共同参画センター所長」を「知事」に改め、同条第二項中「男女共同参画センター所長」を「知事」に、「申込者」を「使用の承認を受けた者」に改める。

第六条中「男女共同参画センター所長を経由して」を削る。

第七条中「男女共同参画センター所長」を「知事」に改める。

第八条の次に次の二条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの管理を行わせることとした場合は、指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

一 条例第一条に規定する業務

二 使用の承認に関すること。

三 条例第五条の規定による使用の制限等に関すること。

四 第七条の規定による使用の承認の取消し等に関すること。

五 男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの施設、設備等の維持管理に  
関すること。

六 その他男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの管理に必要なる業務

（指定管理者に管理を行わせた場合の使用時間等）

第十条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの管理を行わせることとした場合の男女共同参画・子育て支援社会形成促進センターの使用時間及び休館日並びに男女共同参画センター及び子ども家庭支援センターの相談の時間は、第二条第一項、第三条第一項及び第四条第一項の規定にかかわらず、第二条第一項に定める使用時間、第三条第一項に定める相談の時間及び第四条第一項に定める休館日を基準として、あらかじめ知事の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。これらを変更する場合も、同様とする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、前項の規定により定めた使用時間及び相談の時間を変更し、並びに同項の規定により定めた休館日に開館し、又は当該休館日以外の日に休館することができる。

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に相談の業務を行わないことができる。

附 則

この規則は、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）附則第二項の規定の施行の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第三百五十五号

母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十条第六項において準用する児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の九第六項の規定により、次の指定養育医療機関がその指定を辞退した。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

町立浪岡病院	南津軽郡浪岡町大字浪岡字平野一八〇	平成十七・三・三一
名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日

青森県告示第三百五十六号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 保安林予定森林の所在場所  
むつ市脇野沢辰内二六の一七
- 二 保安林指定の目的  
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第三百五十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び名称  
青森市浪岡大字浪岡字細田八七  
浪岡農業協同組合
- 二 変更内容

- 1 変更前の住所及び売りさばき場所  
南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田八七
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所  
青森市浪岡大字浪岡字細田八七

青森県告示第三百五十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の住所及び売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
青森市浪岡大字浪岡字細田一五九の一三  
三上 津由子
- 二 変更内容
- 1 変更前の住所及び売りさばき場所  
南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田一五九の一三
- 2 変更後の住所及び売りさばき場所  
青森市浪岡大字浪岡字細田一五九の一三

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
MAXデーンコードー青森店  
青森市東大野二丁目一〇の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三井住友銀リース株式会社  
東京都港区西新橋三丁目九の四  
代表取締役社長 白賀洋平
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デンコードー  
宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇  
代表取締役社長 井上元延
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年十二月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
三、八一一平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数  
一九三台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 2 駐輪場の位置及び収容台数  
九〇台（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 3 荷さばき施設の位置及び面積  
七七平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
  - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
一二六立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社デンコードー

開店時刻 午前九時

閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

四か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前七時から午後八時まで

八 届出年月日

平成十七年三月三十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年四月十五日から平成十七年八月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年八月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ツタヤ・エコプラス青森中央店  
青森市東大野二丁目八の外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
三井住友銀リース株式会社  
東京都港区西新橋三丁目九の四  
代表取締役社長 白賀洋平
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
1 株式会社デンコードー  
宮城県仙台市宮城野区榴岡二丁目七の一〇  
代表取締役社長 井上元延
- 2 株式会社エコプラス  
宮城県名取市上余田千刈田三〇八  
代表取締役社長 井上元延
- 四 大規模小売店舗の新設をする日  
平成十七年十二月一日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
二、六六六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
1 駐車場の位置及び収容台数  
一一一台（位置は、届出書添付図面のとおり）  
2 駐輪場の位置及び収容台数  
一一九台（位置は、届出書添付図面のとおり）

3 荷さばき施設の位置及び面積  
七二平方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
四〇立方メートル（位置は、届出書添付図面のとおり）

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
(一) 株式会社デンコードー  
開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午前零時

(二) 株式会社エコプラス

開店時刻 午前九時  
閉店時刻 午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午前零時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所（位置は、届出書添付図面のとおり）

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前七時から午後八時十五分まで

八 届出年月日

平成十七年三月三十一日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成十七年四月十五日から平成十七年八月十五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成十七年八月十五日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

争議行為の通知の公表

八戸市大字長苗代字上亀子谷地九に所在する八戸臨海鉄道労働組合の執行委員長左館章英から労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

平成十七年度賃金引上げ及び諸手当の改善等

二 争議行為をなす日時

平成十七年四月十八日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

八戸臨海鉄道株式会社の経営する全職場

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは継続的又は断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市豊洲三の二三	雑種地	六、六〇〇・〇〇平方メートル

二 予定価格

一億二千六百万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市豊洲三の一三

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁 南棟八階B会議室

2 日時

平成十七年五月十日 午前十一時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限



土地売買契約書により定められた納入期限までに納付する。  
その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 当該物件については、用途を指定し、十年間の買戻し特約を付す。  
指定する用途  
保管施設用地、流通施設用地、旅客施設用地、港湾関連業務施設用地、福利厚生施設用地、作業基地用地、港湾交流施設用地、港湾文化施設用地、情報通信施設用地、国際業務施設用地及び以上に付随するものとする。
- 3 平成十七年四月二十八日午前十一時から、八戸市豊洲三の一三において現場説明を行う。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十七年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社日渡建業
- 二 代表者の氏名 日渡 政志
- 三 主たる営業所の所在地 三戸郡名川町大字平字虚空蔵三七の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一四）第一四六一七号
- 五 取消年月日 平成十七年四月六日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
建築、大工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成十七年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員住所変更

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、田山堰土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十七年四月十五日

中南方農林水産事務所長 喜 多 山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	住所変更 の 年 月 日
理 事	鎌田 俊治	旧住所 南津軽郡浪岡町大字本郷字平岡一一 新住所 青森市浪岡大字本郷字平岡一一	平成 一七・四・一

むつ県土整備事務所告示第二号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、むつ県土整備事務所及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十七年四月十五日

むつ県土整備事務所長 木 村 正 博

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市新町一三三三の二	六七・一五メートル	六・〇二メートル	平成 一七・四・一六

教 育 委 員 会

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十七年四月十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の施行に関し青森県教育委員会規則で定める事項については、青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則（平成十七年四月青森県規則第四十三号）の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県営スケート場規則及び青森県武道館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十三号

青森県営スケート場規則及び青森県武道館規則の一部を改正する規則

（青森県営スケート場規則の一部改正）

第一条 青森県営スケート場規則（昭和六十年十月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に、「青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。）及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき」を加える。

第二条中「青森県営スケート場条例（昭和六十年三月青森県条例第一号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第五条第一項第一号中「国民の祝日に当たる場合は、その翌日」を「休日」に当たる場合は、その翌日以後の直近の休日でない日」に改める。

第七条を第十条とし、第六条の次に次の三条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第七条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にスケート場の管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
  - 二 条例第三条に規定するスケート場の施設（食堂施設及び売店施設を除く。）の使用の承認に関すること。
  - 三 条例第六条に規定する使用の制限等に関すること。
  - 四 スケート場の施設、設備等の維持管理に関すること。
  - 五 その他スケート場の管理に関し必要な業務
- （指定管理者に管理を行わせた場合の休場日等）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者にスケート場の管理を行わせることとした場合のスケート場の休場日及び開場時間は、第五条第一項に規定する休場日及び第六条本文に規定する開場時間を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定による休場日を変更し、若しくは臨時に休場日を設け、又は開場時間を変更することができる。

（使用料金の免除）

第九条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、教育長の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。ただし、第四条の規定に準じて使用料金の全部又は一部を免除する場合は、教育長の承認があったものとみなす。

（青森県武道館規則の一部改正）

第二条 青森県武道館規則（平成十二年四月青森県教育委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は」の下に、「青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号。以下「条例」という。）及び青森県指定管理者による公の施設の管



理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき」を加える。

第二条中「青森県武道館条例（平成十二年三月青森県条例第九十三号。以下「条例」という。）」を「条例」に改める。

第六条第一項第一号中「国民の祝日に当たたる場合は、その翌日」を「休日」に改める。その翌日以後の直近の休日でない日」に改める。

第八条を第十一号とし、第七条の次に次の三条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に武道館の管理を行わせることとした場合の指定管理者が行う業務の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 条例第二条に規定する業務の実施に関すること。
  - 二 条例第三条に規定する武道館の使用（売店設置等のための使用及び食堂施設の使用を除く。）の承認に関すること。
  - 三 条例第六条に規定する使用の制限等に関すること。
  - 四 武道館の施設、設備等の維持管理に関すること。
  - 五 その他武道館の管理に関し必要な業務
- （指定管理者に管理を行わせた場合の休館日等）

第九条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により指定管理者に武道館の管理を行わせることとした場合の武道館の休館日及び開館時間は、第六条第一項に規定する休館日及び第七条本文に規定する開館時間を基準として指定管理者があらかじめ教育長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、前項の規定による休館日を変更し、若しくは臨時に休館日を設け、又は開館時間を変更することができる。

（使用料金の免除）

第十条 指定管理者は、特別な理由があると認めるときは、教育長の承認を受けて使用料金の全部又は一部を免除することができる。ただし、第五条の規定に準じて使用料金の全部又は一部を免除する場合は、教育長の承認があったものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条中第六条の次に三条を加える改正規定（第九条を加える部分に限る。）は、青森県営スケート場条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第五十号）の施行の日から、第二条中第七条の次に三条を加える改正規定（第十条を加える部分に限る。）は、青森県武道館条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第五十一号）の施行の日から施行する。

~~~~~  
特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月五日

青森県立図書館館長 佐藤 良 治

- 一 特定役務の名称及び数量  
電子計算組織等の賃貸借一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県立図書館  
青森市大字荒川字藤戸一一九の七
- 三 契約の方法  
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成十七年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日立キャピタル株式会社東北法人営業支店  
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目一〇の一七
- 六 契約金額  
四千四百九十五万六千八百円
- 七 随意契約の理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続  
 予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

~~~~~  
 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成十七年四月十五日

青森県総合学校教育センター所長 水 木 洋

一 特定役務の名称及び数量

電子計算組織の賃貸借一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県総合学校教育センター

青森市大字大矢沢字野田八〇の二

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成十七年四月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

富士通リース株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目七の一

六 契約金額

四千四百二十万三千六十八円

七 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十条第一項

第二号の規定を適用したものである。

八 契約の相手方を決定した手続

予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

**公 安 委 員 会**

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年四月十五日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

青森県公安委員会規則第十号

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則の一部を改正する規則

自動販売機による利用カード類の販売の届出に関する施行規則（平成八年十二月青森県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「喫煙器の謄本」を「喫煙器謄出用品」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**労 働 委 員 会**

あつせん員候補者の氏名等

労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により、あつせん員候補者を次のとおり公示する。

平成十七年四月十五日

青森県労働委員会会長 石 田 恒 久

平成十七年四月十一日 号外第三九号	発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	表
告示 第二八三号				三	下		
東地方農林水産事務所							誤
中南地方農林水産事務所							正

農 村 整 備 課

平成十七年三月三十日 号外第三三三三三〇号	発行年月日 発行番号	区分	番 号	ページ	段	行	誤
訓令甲 第一四号				五	上	ら 四 後 か	
勤務時間に割り振られた							誤
勤務時間に割り振られた							正

人 事 課

正 誤

一戸富美雄	青森県労働委員会委員 東北電力労働組合青森県本部委員長
外崎 祐一	青森県労働委員会委員 全国交通運輸労働組合総連合青森県支部執行委員長
栗本 章吉	青森県労働委員会委員 日本基幹産業労働組合連合会青森県本部副委員長
佐々木範夫	青森県労働委員会委員 日本労働組合総連合会青森県連合会副会長
今 喜典	青森県労働委員会委員 青森公立大学経営経済学部教授
赤城 国臣	青森県労働委員会委員 弘前大学人文学部教授
成田 宏子	青森県労働委員会委員 (学)青森山田学園青森山田中学校事務長
大澤 一實	青森県労働委員会委員 弁護士
石田 恒久	青森県労働委員会委員 弁護士
氏 名	職 業

上野パティ	青森県労働委員会委員 UIゼンセン同盟オールサンデーユニオン中央執行副書記長
村田 剛一	青森県労働委員会委員 三ツ和食品(株)取締役副社長
笹森 悦朗	青森県労働委員会委員 ジャパンツアーステムみちのく(株)監査役
北村真夕美	青森県労働委員会委員 (株)青森経営研究所代表取締役社長
前田 清敏	青森県労働委員会委員 前田電子(株)代表取締役会長
佐藤 正勝	青森県労働委員会委員 (社)青森県経営者協会専務理事
山谷 清人	青森県労働委員会事務局長
磯野 静久	青森県労働委員会事務局次長
齊藤 喜文	青森県労働委員会事務局審査調整課長

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭